

となつて、災害廃棄物処理に関わる自治体や事業者団体に参画を呼びかけて地域ブロック協議会を設置して、自治体が策定をする処理計画の策定に当たって助言、各自治体が行う訓練への協力を行うなどの取組を行っています。

そして、環境省では、防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策の一環として災害廃棄物処理計画策定モデル事業を推進をして、計画を策定するための研修や図上演習など、自治体への支援を行っています。

なお、プッシュ型という御指摘がありました。災害時には、地方環境事務所職員のほか、例えば昨年の東日本台風によって大きな被害を受けた五県に環境省の本省の課長級職員を派遣するなど、十一都県に延べ約千三百人の職員を派遣して災害廃棄物処理体制の構築に努めているところでもあります。

これからも、引き続き、平時、災害時共にプッシュ型でできることはやっていきたいと考えております。

○山下雄平君 ありがとうございます。以上、終わります。

○那谷屋正義君 立憲・国民、新緑風会・社民の那谷屋正義でございます。

限られた時間でございますので早速質問に入りたいと思いますけれども、今日は平成三十年度の

決算でありますけれども、私も冒頭、この新型コロナウイルス対策に関連して、とりわけ総務省に関わる問題、こういったものについてまずお聞きしたいというふうに思います。

まず、特別定額給付金についてであります。

四月三十日に成立をした後、各自治体で受付等が始まっておりますが、とりわけ今週になってかなりの申込み、申請について様々な問題が今各地で出てきております。

今日もネットなんかをみますと、五月分の給料は一割減になると聞いている、家賃も、少ないので一日も早く十万円が手元に欲しい、しかし、役所に行ってみると、二時間待て、あと四時間待て、そういったことで大変な混乱が今生じております。

この定額給付金の申請方法は、今更私が申し上げるものでもありませんけれども、一つはオンラインで申請をする方法、そして郵送で申請をする方法と、この二通りであるということとをまず確認したいと思うんですけども、その中で、このオンライン、これ様々な問題が今生じております。いわゆるマイナンバーカードがないと申請できないんじゃないかというふうに誤解をされている国民も多くいらつしやるというふうに伺っておりますけれども、こうした混乱を見ながらです、混乱がある中で、総務省としてどのような対応を取ら

れるのか、またいつ頃この支給を完了しようというふうに考えていらつしやるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人（前田一浩君） お答え申し上げます。

特別定額給付金につきましては、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計の支援を行うというこの給付金の趣旨に鑑みまして、早い地方団体におきましては、五月中のできるだけ早い時期を目標に給付を開始していただくよう準備を進めてきたところでございます。

前回の定額給付金に対しまして、今回の給付金の事務の各団体におきましては様々な手だてを講じることとしておりまして、主な部分をかいつまんで申し上げますと、まず、制度案や申請書の様式などを早期にお示しすることで市区町村の組織体制の整備やシステム改修に向けた検討などの事前準備を促進すること、そして、給付対象者の申請書の作成や給付状況などの管理に係りますシステム処理につきまして大手システムベンダーなどに協力を働きかけること、そして、御指摘にもありましたマイナンバーカードを活用したオンライン申請を導入すること、そのほか、郵送用封筒の製作会社への協力ですとか郵送に当たっての日本郵便への協力の働きかけ、そして、給付決定後の口座振り込みが円滑に行えるよう金融機関への協

力の働きかけなど、できる限り早期の給付が可能となるよう給付事務の準備段階から工夫を重ねてまいったところでございます。

それで、御指摘のありましたマイナンバーカードを活用いたしましたオンライン申請の件でございませうけれども、これにつきましては、いわゆる暗証番号をお忘れになったというような方々が現在それぞれの市区町村の役場の方に殺到されているというふうな報道があること、あるいはその事実ということを私どもも承知しているところでございます。

これにつきましては、まず、できる限り窓口に來られることをまず分散するというごお願い、それから、いわゆるJ-LISの方のシステムのキャパシティの拡充、こういうことに現在鋭意取り組んでいるところでございまして、できる限りいわゆる三密状態を招かないよう、しっかり努力してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

そうした中で、現在、各団体からいただいた報告によりまして、本日、五月十三日までに申請書の郵送を開始する団体が六百八十九団体、そのうち給付を開始する団体が百団体でございます。また、マイナンバーカードを活用したオンライン申請の受付を開始する団体が千五百二十六団体、うち給付を開始する団体が二百五十団体というふう

な状況になっております。

○那谷屋正義君 先ほど御紹介しました方、一日も早く手元に欲しいというこの切実な思いは、お一人ではなくて、もう多くの国民がそのように思っているというふうに思います。本当に一日も早くこういったことが、しっかりと国家国民が受け取れるような体制を取っていただかなければならないというふうに思うんですけれども。

そういったところのシステムの混乱等々に乗じて、この給付金詐欺というのがここに来てあちこちまた明らかになってまいりました。様々な手を使ってお年寄りなどから金銭をだまし取ろうとする給付金詐欺といったものがあちこち出てきておりますけれども、こういったことに対する対策、あるいは現在どんなような状況でそういったものが行われているのか、具体的な例も含めてお示しをいただけたらと思います。

○政府参考人(前田一浩君) お答え申し上げます。

この特別定額給付金の手続につきましては、まず、市区町村は受給権者に対して給付金の申請に当たり必要となる申請書を郵送いたしました。申請者において申請書類を郵送によって返送するいわゆる郵送申請方式、それからもう一つは、先ほど御紹介申し上げましたが、マイナンバーカードを活用いたしましたオンライン申請による方

式、いわゆるオンライン申請方式、この二つの方式によって申請していただいた上で申請者の本人名義の銀行口座へ給付金を振り込むことを想定しているものでございます。

それで、詐欺の実例というふうなお話もございましたが、実際、市役所の職員の名をかたつて御自宅に訪れて通帳ですとかキャッシュカードを預かると、それによって詐欺につながった事案があるという報道があったことを私も承知しております。

ただ、今申し上げました市役所等の職員が自宅に直接訪問して通帳やキャッシュカードを預かるですとか、あるいはメール等を送付してURLへのアクセスを誘導するようなこと、これは今申し上げましたような二つの方式を取っている限り決してないことでございますので、心当たりのない電話、メールなどにつきましては十分に注意していただく必要があると考えております。

総務省といたしましては、給付金の給付を装った詐欺などの被害を未然に防止するため、総務省のホームページにおきまして、給付金の給付を装った個人情報、通帳、キャッシュカード、そして暗証番号、これらの詐取に関する注意喚起を行い、SNSでも発信しているところでございます。

また、各市町村長、都道府県知事に対して、直接大臣よりメールを発信していただきまして、

その中で給付金詐欺への注意喚起を促すためのチラシを提供した上で、そのチラシを市区町村から発出する申請書に同封していただきたい旨もお願いしているところでございます。

さらに、警察と連携いたしまして、犯罪手口について迅速に周知するなど積極的に情報発信していきますとともに、全国の地方公共団体に對しまして、広報誌などの各種広告媒体を活用し、広報啓発活動を実施していただくよう協力をお願いしておりますほか、関係省庁と連携しながら、犯罪被害防止に向けた広報啓発活動を実施しているところでございます。

○那谷屋正義君 何というんですかね、やっぱりこういった制度ができて、なかなか国民のいろんな方々に、隅々の方々に、何というんですかね行き渡るといことがないわけで、例えば、例えばですよ、テレビで今こういうふうなことが配られるようになったと、そのときの手続はこういうものなんだというふうなことをお知らせするとかそれから、役所に行かれる方がいっぱいいるわけですから、実は役所に行つてオンラインシステム、オンライン申請をした方が早くもらえるんじゃないかというふうな考えを持っている方もいらっしゃるようですけれども、実際は担当者によるとそうでもないようでありまして、オンライン申請をした後で、今度は役所の方でそれを審査を

すると。

一方で、いわゆる郵送の方は、郵送までには手間が掛かるけれども、郵送されたものについて、郵送して返ってきたものについてはそれほど手間が掛からないということで、結局、給付を受け取れる日にちというのはそれほど差がないというような話もされていますので、役所の方にもそういったことの中身をもう一回揭示をしつかりするか、いずれにしても、国民に更に周知徹底をするようなことをしないと、今みたいな詐欺等々に遭つてしまつてせっかくの給付金を受け取れない、そういうふうなことになるのは元も子もないわけでありまして、是非様々な工夫をこれからお願いをしたいというふうに思います。

それから、地方創生臨時交付金、一兆円ということで今回補正予算で成立をしました。私たちは、かねがね一兆円では足りないだろうと、五兆円ぐらいはまずセットすべきだというふうに申し上げてきたところでもありますけれども、残念ながら一兆円というふうなことになりました。

そこで、まずこの地方創生臨時交付金というものの制度的な位置付け、性格、こういったものについて御説明をお願いいたします。

○副大臣（大塚拓君） 地方創生臨時交付金の制度的な位置付けということでありませけれども、本臨時交付金は、各自自治体が、新型コロナウイルス

感染症対策のため、国が直接講じる施策とは別に各地域の実情に応じた対策を迅速に展開できるように財政支援を行うものでございます。

目的に対して効果的な対策であつて、地域それぞれの実情に合わせて必要なものであれば、各自自治体の御判断、首長さんの御判断で極力自由にお使いいただけるような仕組みとなつてございます。ただ、例えば用地の取得とか単純に基金に積み立てるとか、そういうことはできないということを示しているところでございます。

○那谷屋正義君 できるだけ自由に首長さんが使えるようにということでありませけれども。

そこで、お手元に今日資料をお配りしてございますけれども、大変細かくて申し訳ありません、全国全部載せてあるので細かくなつていられるけれども、地方における協力金、支援金というのがございます。いわゆる休業をしていただいているということによつて協力金ということでお支払をするということ、今そこに全国都道府県全て載せてございます。

額もそれぞれ差がございますし、全くその制度設計をされていないところもあるわけでありませけれども、このことによつてまた地域間格差、こういったものが起こらないようにしてほしいなというのが思いでありまして、そういう意味では、この大きな格差、こういったものを是正する意味

でも、総務省としてどのような工夫をされるのか、まずそれをお聞きしたいと思えます。

○国務大臣（高市早苗君） この地方創生臨時交付金は内閣府の所管でございますが、一兆円の予算が十二分に効果を発揮できるように、御指摘のいわゆる協力を含めて、それぞれの自治体の御判断によって自由度が高く使えることができる仕組みとされております。

それから、その格差ということでございますが、配分においては財政力も勘案されることとなつていると承知しております。各地方団体には、それぞれの地域の実情を踏まえながら、現下の困難に対応するためにこの臨時交付金を効果的に御活用いただきたいと思っております。

先ほども、大阪の方から市長さんが一人上京されて、この交付金についての御意見を伺つていたところでございます。むしろ地方に手厚く、手厚過ぎるというその市長さんの御指摘ではございましてけれども、総務省としましては、地方団体の御意見をしっかりと伺いながら、内閣府とも協力し合つてまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 この緊急事態宣言によつて、三密を避ける意味でいろいろと休業をやむなく、余儀なくしなければならぬ、そのためには協力金ということでもつて各自自治体の方で工夫をされるところも多々あるんだろうと思えます。

その協力金の額も、これは東京と、それから、そうではなくて地方によつてそれはもう差がある、これはもう仕方ないことなんですけれども、ただ、ここにあるように、制度設計がまだされていないところがあるというのもちよつと私、気になつているんですけれども。

申請が基本であるということである以上、総務省の方からはそちらの方に投げかけはされないのかというふうに思うんですけれども、これ質問通告してないんですけれど、この制度設計がされていない空欄になつてるところというのは、総務省の方から本当にいいのというような感じの投げかけはされたんでしょうか。

○国務大臣（高市早苗君） 特にこちらから投げかけはしていませんが、既に、内閣府において都道府県にまずお金が行きまして、そしてその市区町村にそれぞれ幾らという金額も通知されていると聞いておりますので、それを受けてそれぞれの市区町村でお考えになることだろうと思えます。

○那谷屋正義君 各自自治体でその辺について、協力を出される場所出されないので、できれば差がないように、額の多寡、差は多少あるとしても、うちの県は出してくれなかったとかうちは出したとかというふうな、そういうことがあると、また人口、様々な過密だとか過疎だとかというところにも影響してくる話でありますし、経済にも格差がまた及んでしまふということもありませんので、各自自治体で工夫いただきたいなというふうに私の方からもお願いをしたいというふうに思っています。

それから、この交付金の使い道の一つとして学生の退学防止のための支援策、これ、実は、もう御案内だと思いますけれども、今週の月曜日に野党共同会派プラス共産党で国会に提出をさせていただいたわけでありまして、さらに、この臨時交付金でもつて、この学生の退学防止のための支援策として自治体がこれを配りたいというふうになつたときにそれを使うことができるのかどうなのか、そういったことについてお聞かせいただきたいと思えます。

○政府参考人（長谷川周夫君） お答えを申し上げます。この交付金は、地域の実情に応じた自治体独自の取組の財源に柔軟に充てていただくために、高い自由度で活用することが出来る仕組みとしております。

具体的な施策に本交付金を充当できるかどうかにつきましては、各自自治体がこれ今作成をさせていただいておりますけれども、実施計画を確認する必要があります。新型コロナウイルス感染症対策という目的に対して効果的な対策であつて地域そ

れぞれの実情に合わせて必要なもの、これ先ほど副大臣の方から御答弁がありましたけれども、そういういったものであれば、御指摘のような学生の退学防止の支援策を含めまして、各自治体の御判断によって極力自由にお使いいただけるようなものになるというふうに考えております。

○那谷屋正義君 できるだけ自由に、そういった自治体の方で決めたことについては是非配慮いただきたいというふうに思いますけれども、また、民間のアルバイト先がなくなった学生に対して会計年度任用職員制度を活用して雇用する自治体もあるようであります。このことは、特段これを使うことについて問題がないということ念のために確認をさせていただきたいというふうに思います。

○政府参考人（長谷川周夫君） お答えを申し上げます。

今お話のありましたように、例えば内定が切りになったとかいったような形の方を臨時の職員として雇用するといったような自治体の動きも出てくるようでございます。こういった事例につきましても、今後実施計画で具体的に御提示を私どもにいただけたらと思っております。そういったものに対しては極力自由にお使いいただけるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 先ほど御紹介したネットのあれなんですけれども、朝から待っていて、そして実

は二十分間で対応できる百人に対して受付終了などというふうなことがある役所で行われたと、で、そうするとまた後日来いと、こういうことなのかということでも当然苦情を言われる方たちがいたと。これを聞く側の職員の皆さんというのの負担というのとはまた相当なものになるんだろうというふうに思います。

さらに、こうした役所等へのこの殺到する人たちの対応ということでもって、さつき時間を変えるところというようなお話がありましたけれども、土日を返上したりとか、そういったことも今各自治体で考えられているようでありますけれども、是非そういったこと、こんなときにそんなこと言っている場合かということもありますけれども、いわゆるその働き方改革も含めて、そういう意味では、やはり一生懸命地方で頑張っている職員を守るためにも、こういった臨時の職員等々について是非こういったものが使えるようにしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

そして、そういうふうに行っているんならこの使い勝手のいい交付金がやっぱり一兆円という額では到底足りないのではないかとというのは、もう我々というか皆さん想定できる範囲、話であります。隣でうなずいていただいている西田さんなんかは、もうそのとおりだと、もつと出せというこ

とをいつもおっしゃる方でありませけれども、そういう意味では私も心強く質問させていただいておるんですけれども。

何というんですかね、もう今更と言われるかもしれませんが、やはりゴー・ツー・キャンペーンというのは、光を国民に与えるためにもやっぱりそここのところの予算を付けるんだという、その思いは分からなくもないんですが、この第一次補正で、しかも、どこにも行けないような状況の中でそういったものを出していくという、これタイミングが余りにも悪過ぎる。そこに対する額、こういったものを、こういった地方創生臨時交付金というところも含めて、もつと違う道があったのではないかなというふうに思うんですけれども。

済みません、これも通告ないんですけれども、総務大臣に聞いても答えられないかもしれないんですけど、もし見解ありましたら。

○国務大臣（高市早苗君） もう既に国会でお認めいただきました第一次補正につきましては、私の口から何も申し上げることはなく、もう本当に全会派で御協力いただきましたことに心より感謝を申し上げます。

そして、また二次補正に向けての話も出てきております。与野党で協力をして、今の新型コロナウイルス感染症に対して国民みんなで一致して乗り越えていける、そういう環境をつくっていき

ということ、更に追加的な対策が必要だという議論が行われていることも承知をいたしております。私も地方行政を所管する立場としましては、各自自治体が自由に使える、今のニーズに合った使い方ができる、そういうお金がまず必要なだろうと思っております。

先ほど地方に手厚くというお話があった一方で、今日来られた大阪府内の市長さんは、うちは人口が多くて感染者数も多いんだと、それなのに田舎の方に手厚いというのはどういことだと文句を言いに来られたので、それぞれの地域の実情があって、まだ光が当たらない方々もたくさんおいでになると思いますので、私たちも真摯に受け止めて、更なる対策を打てるように努力をしてみたいです。

○那谷屋正義君 そうはいいいながらも、この件については全国知事会からも総額を大幅に増額することなんていう要請もあるというふうに承知をしております。

今言われたように、今後、二次補正あるいは第三次補正というのが出てくるのかもしれませんが、それでも、そのときにはしっかりと、この地域が自由に使えるお金、これは必ずしも地方というか、言葉が適切かどうか分かりませんが、田舎の方にということではなくて、これは要するにその自治体ごとに自由に使えるお金というふうに理解をす

れば、大阪がどうのこうのとかということではなくて、おたくの方でそのぐらいのことが必要だということであれば、そのぐらいの額をしっかりと要求するという話の中でできる話じゃないかなというふうにも思いますので、そういった場合には、是非ひるむことなくしっかりと、こういったものをしっかりと使っていて、それが次のいわゆるゴー・ツー・キャンペンにつながっていく話になるんだろうというふうに思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは、残された時間で、三十九年度の決算についてですが、総務省の様々ないわゆる業務の中に何とか交付金、何とか臨時交付金とかというのが非常に多くて、これは国民にもなかなか分かりにくいところがあるんですけども、地域の元氣臨時交付金というのが実はありまして、平成二十四年度補正予算で緊急経済の対策の一環としてこれが創設し、さらに交付されているわけでありまして、このまま概要について簡単に御説明いただけたらと思います。

○政府参考人（長谷川周夫君） お答え申し上げます。

地域の元氣臨時交付金は、平成二十五年一月十一日に閣議決定をされました日本経済再生に向けた緊急経済対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であって、予算編成の遅延という

異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため特別の措置と位置付けられて、平成二十四年度補正予算において創設されたものでございます。

この交付金は、追加公共事業に応じまして、地方公共団体が策定する実施計画に基づいて実施されるハード事業のうち、建設公債、また建設地方債の対象となる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業の経費の合計額に対して、交付限度額の範囲内で交付するものとして実施しておいたものでございます。

○那谷屋正義君 当時一兆四千億円ぐらいだということだったんですけども、この交付金は平成二十五年から二十六年に執行されたというふうに承知をしておるわけでありまして、会計検査院として検査に入ったのが平成二十六年から三十九年度の決算検査結果報告というふうになっています。

このようなタイムラグが生じたというのは一体どういうことなのか、今日は会計検査院の方に来ていただいていますので、よろしく願います。

○説明員（三田啓君） お答え申し上げます。

地域の元氣臨時交付金は、平成二十四年度補正予算に計上されまして、二十五年に地方公共団体に対して交付されたものであります。

本院は、二十六年以降、数年を掛けて各都道

府県において同交付金の検査を行い、その結果、適切と認められない事態について、二十六年度から三十九年度までの検査報告に掲記したところでございます。

○那谷屋正義君 過大な支出ということで、合計四十億九千九百九十、約四十一億円という額が示されたわけであります。

もう時間がなくなってきたてしまいましたので最後にしますけれども、これ補正予算で実は組みまれたわけですけども、事業の中身からいって、これは補正予算じゃなくて、やっぱり年度当初の予算案に組み込まれてしかるべきだろうと。

それが過大支出をなくすかどうかというのはまた別の問題かもしれませんけれども、本来的には、その補正予算ということの意味から考えると、本当に補正なのかどうなのかということについては全く疑義があるわけでありまして、そういう意味では、最近よく十五か月予算とかというふうな話が出てきますけれども、それが当たり前のようになっていてはいいわけではないわけでありまして、いわゆる単年度決算ですとか、単年度主義ですとか、あるいは財政法の問題だとか様々考えるところ、あるいはこの当初予算に正直に、このぐらいのこういう事業をやりたいのでこのぐらいの額が必要だということを年度当初に予算として計上するというのがあるべき姿ではないかと思うんです。

けれども、最後に総務大臣、お願いします。

○国務大臣（高市早苗君） 先ほどの地域の元氣創造交付金は、内閣府で制度設計して総務省が交付事務を行ったものでございますが、那谷屋委員の御持論でもありますこのいわゆる十五か月予算というのはできるだけ控えるべきというお話については、確かに補正予算については当初の予算編成後に生じた特に緊急のものが対象になるということ、これはもう御指摘のとおりでございます。

昨今のいわゆる十五か月予算というのは、近年多発している災害からの復旧復興ですとか、平成二十四年度のことを思い出してみますと、やはりかなり経済が悪い、厳しいところからスタートしておりますので、経済の下振れリスクへの対応、こういった緊急な課題に機動かつ万全に対処するために補正予算と当初予算を適切に組み合わせると、そのように考えております。

○那谷屋正義君 その年度内に使い切れる話のものではないわけでありまして、やっぱり少し中期的に物を見たときに、やっぱり年度当初予算というのが本来妥当だろうというふうに思うということとを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○小沼巧君 ありがとうございます。立憲・国民、新緑風会・社民の小沼巧でございます。

本日は、この参議院の伝統ある決算委員会で議

論をさせていただけること、誠にうれしく思っております。

今日は総務省と環境省にお伺いしたいと思っておりますが、まずは環境省にお伺いしたいと思っております。小泉大臣は閣内におかれましては最年少でいらつしやいますが、私も野党においては最年少でありまして、そういう意味で、はきはきと議論をしていきたいと思っております。（発言する者あり）はい、ありがとうございます。

それで、なぜ楽しみにしていたかということも加えてなんです、実は、この省庁別審査、四月の八日に議論をするということが最初計画されておりましたが、本日になっております。通告の内容、ほとんどそのときから変えておりませんので、そういう意味で十分御検討なさる時間がたくさんあったんだろうと思っておりますので、しっかりと内容の濃い議論をしていきたいと思っております。

第一の質問が温暖化対策でございます。

三月三十日、記者会見なさいましたよね。二〇三〇年度に一三年度比で二六%の目標を達成すると、そういうようなNDCを御提出なさいました。見るところによると、数字に関しては定量的に変であります。一方で、定性的な修飾語が追加されたということがございます。そのことについて評価をお伺いしたいと思っております。

意欲的とか野心的とか、あるいは据置きではな